

| 部課名        |                 | 農業委員会事務局  |  |                |                   |          |   |  |   |                    |                 |  |
|------------|-----------------|---|--|----------------|-------------------|----------|---|--|---|--------------------|-----------------|--|
| 課の使命       |                 | 都市農地の保全や農業経営の向上を図るため、農地の利用の最適化を推進します。また、農業者への制度の適正な執行をするため、農地法等に基づき、各種事務処理事項を迅速かつ正確に行います。 |  |                |                   |          |   |  |   |                    |                 |  |
| 実行計画(年度目標) |                 |   |  |                |                   |          |   |  |   |                    |                 |  |
| 年度目標設定     |                 |   |  |                |                   | 中間確認     |   |  | 年度末確認   |                    |                 |  |
| 順位         | 計画<br>類型        | 取組項目  | 具体的な活動内容   | 指標             | 目標値               | 進捗<br>状況 | 上半期の状況や評価   | 下半期の予定   | 1年間の総括  | 目標値に<br>対する<br>実績値 | 評価<br>評価<br>の視点 | 課題と対応  |
| 1          | -               | 農地利用の適正化<br>(市街化調整区域)   | 市街化調整区域について、遊休農地化の恐れがある農地に重点を置いたパトロールを実施し、農地所有者に対して指導や農家への貸し付けを促し、遊休農地化の抑制を図ります。 | 遊休農地化の抑制率      | 80%               | ○        | 農地パトロールの実施に当たり遊休農地化の恐れがある農地の選定を行いました。<br>農地パトロールは例年8月に実施しておりますが、記録的な猛暑もあり、10月に延期しました。 | 10月にパトロールを行い農地所有者に対して指導や農家への貸し付けを促し、遊休農地化の抑制を図ります。 | 10月に遊休農地化の恐れがある18箇所約1.8haの農地について、パトロールを実施しました。その結果、13箇所約1.3haが遊休農地であることを確認しました。その後、この遊休農地の所有者に対し、今後の農地の利用について意向を確認する調査票を送付しました。調査票の回答に基づき改善指導や農家への貸し付けを促した結果、10箇所約1.0haの農地について遊休農地を解消できました。 | 83%                | C               | C:目標水準を達成したためです。<br>遊休農地の解消を図るため、農地情報を踏まえて農地のパトロールを実施し、農地利用の意向に基づき改善指導や農家への貸し付けを促していきます。 |
| 2          | -               | 農地利用の適正化<br>(市街化区域)   | 土地利用調整課からの依頼に基づき、肥培管理の悪い農地所有者に対して指導や相談を行い、改善を図ります。                               | 肥培管理指導の改善率     | 100%              | ○        | 土地利用調整課からの依頼に基づき、適切に肥培管理が行われていない農地の所有者に対し、農業委員が現地を確認し指導を行いました。                        | 指導後も適正に管理できていない農地所有者に対し、引き続き指導を行い、改善を図ります。         | 適切に肥培管理が行われていない農地22箇所約2.2haの現況調査を実施しました。農地の状況に応じて、肥培管理の指導や相談等を行った結果、22箇所約2.2haの生産緑地が改善されました。指導した生産緑地の肥培管理状況については、引き続き確認を行い、継続的な適正利用を図ることができました。   | 100%               | C               | C:目標水準を達成したためです。<br>農地の適正化を図るため、農地の利用に応じた指導や農地制度の活用等の助言を行います。                            |
| 3          | -               | 農地関連法事務の適正化   | 農地行政や農地の利用の最適化等に関する事務を適正に執行していくため、農業委員に対し、必要な研修を行います。                            | 農業委員に対する研修実施回数 | 2回                | ○        | 6月に資産税課職員を講師として「農地の課税について」研修を実施しました。  | 引き続き、農業委員が事務を執行するために役立つテーマを検討し研修を実施します。            | 上半期に「農地の課税について」をテーマに研修を実施しました。<br>下半期に東京都農業会議会長による「これからの都市農政」についての研修を実施しました。<br>このことにより、農地行政や農地の利用の最適化等に関する事務を適正に執行していくための知識を習得することができました。  | 2回                 | C               | C:目標水準を達成したためです。<br>農地法関連事務の適正化を図るため、今後も農業委員向けの研修を行います。                                  |
| 4          | 事務<br>事業<br>見直し | 農業委員会だよりの見直し  | 農業委員会だよりの配布枚数の見直し、発行枚数を削減します。  | 発行枚数           | 6,900枚<br>(600枚減) | △        | 5月発行分については、4月中旬に印刷する必要があったことから、発行枚数削減について、広報誌担当の農業委員との検討には至らず、削減できませんでした。             | 枚数削減の検討を行い、10月以降2回発行する広報誌については枚数を削減します。            | 農業委員会だよりの発行枚数の精査を行いました。しかし、町田市農地利用地域計画等重要な掲載内容が多く、10月及び1月の削減数は各号100枚ずつ、合計200枚の削減に留まり、目標値を達成できませんでした。  | 6,700枚<br>(200枚減)  | D               | D:取り組みましたが、成果が不十分であるためです。<br>さらなる削減が可能か検討します。  |
| 5          | 事務<br>事業<br>見直し | 南多摩地区農業委員会協議会負担金見直し   | 南多摩地区農業委員会協議会負担金軽減のための提案をし、負担金額の軽減をします。  | 軽減負担金額の決定      | 決定                | ◎        | 南多摩農業委員会協議会総会にて2025年度の負担金の減額を議案として提出し了承された。   | 減額された金額で2025年度の予算を編成します。                           | 南多摩農業委員会協議会総会で負担金軽減の議案を上げました。そこで議案が承認され、2025年度から協議会負担金を減らすことができました。   | 決定                 | C               | C:目標水準を達成したためです。<br>今後も負担金の効率的な運用に向けて研究していきます。   |